

後期高齢者医療保険料率等が変わります

後期高齢者医療保険は、75 歳以上の方または 65 歳以上で一定の障がいがある方が対象となる医療保険です。保険料は制度を運営する県広域連合組合が2年ごとに見直し決定します。

平成 30 年度から、次のように保険料が変更されます。

◎保険料率の変更について（平成 30・31 年度）



◎保険料の算定方法

$$\text{年間保険料 (限度額62万円)} = \text{均等割額 50,500円} + \text{所得割額 (総所得額等 - 33万円) \times 9.57\%}$$

◎所得による保険料の軽減について

均等割額 平成 30 年度は均等割額を軽減する基準が一部改定されます。

軽減割合	同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額（※）の合計額	軽減後均等割額
9割	33 万円以下で、かつ被保険者全員が年金収入 80 万円以下（その他各種所得がない）	5,000 円
8.5 割	33 万円以下	7,500 円
5割	(29 年度：33 万円+27 万円×被保険者数以下) ↓ 33 万円+27 万 5 千円×被保険者数 以下	25,200 円
2割	(29 年度：33 万円+49 万円×被保険者数以下) ↓ 33 万円+50 万円×被保険者数 以下	40,400 円

（※）軽減対象所得金額は、総所得金額等から公的年金に係る所得金額について 15 万円を上限に控除した額となります。

所得割額 平成 30 年度から、所得割額を負担する方のうち、「総所得金額等一基礎控除 33 万円」が 58 万円（年金収入でいうと 211 万円）以下の方の所得割額軽減割合が廃止されます。

所得割軽減割合	2 割（平成 29 年度） → 軽減なし（平成 30 年度）
---------	---------------------------------------

◎被扶養者であった方の保険料の軽減

後期高齢者医療保険の資格を得た日の前日に被用者保険（協会けんぽ、健保組合、船員保険、共済組合など）の被扶養者であった方の保険料軽減割合が変更されます。

均等割額	7割軽減（平成29年）  5割軽減（平成30年度） ※ただし、「所得による保険料の軽減」の9割及び8.5割軽減に該当する方は、9割、8.5割軽減が優先
所得割額	負担なし（29年度までと変わらず）

今回の軽減の改定などを反映した平成30年度の確定保険料については、29年中の所得をもとに算定し、8月に通知します。

※4月・6月・8月分の仮徴収保険料には、今回の改定事項は反映されていません。

問い合わせ先 税務課市民税係 電話 23-1311